平成２６年（フ）第７３２号
神戸市須磨区青葉町１丁目１番23―802号
破産者　椎平　優子
1　決定年月日　平成27年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５９号
北海道滝川市江部乙町1762番地１
破産者　遠藤　隆治
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第３４１号
北海道旭川市３条西３丁目２番４号　３条ハイツＡ104号室
破産者　土屋　真志
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３６８号
北海道紋別郡滝上町字サクルー原野基線５番地
破産者　宇佐美英治
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２１号
山形県新庄市大字仁間293番地の１　野際団地217、前住所山形県新庄市大字仁間293番地の１　野際団地231
破産者　栗田　和子
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２６年（フ）第８５号
山形県西置賜郡小国町大字綱木箱口288番地
破産者　井上　　亮
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第９２号
山形県南陽市宮内566番地の６
破産者　松木　久子
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第１２２４号
横浜市緑区十日市場町845番地12　リッジウェイ十日市場203号
破産者　十玉　光史
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５９４号
横浜市瀬谷区瀬谷町5812―301―103、住民票上の住所横浜市中区末吉町３丁目56番地７　日興パレス伊勢佐木北604号室
破産者　山上　輝男
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６０２号
横浜市南区山王町３丁目23番地２　エンゼルハイム吉野町305号
破産者　豊田　良子
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９１５号
横浜市戸塚区矢部町1415番地　ビューハイツ成宮104号
破産者　加藤　喜義
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９６８号
横浜市神奈川区神之木町２番４号　シティ横浜神之木203号
破産者　西崎　　真
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４２号
石川県加賀市小塩辻町ケ14番地、従前の住所石川県加賀市片山津温泉丙１番地
破産者　小谷　英之
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第９３号
石川県小松市二ツ梨町カ160番地17　谷口方、従前の住所石川県小松市青路町48番地２
破産者　和カフェ＆キッチン膳こと　井上美奈喜
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第４１７号
静岡県磐田市下野部145番地２
破産者　金子美智子
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第４３３号
静岡県浜松市中区城北３丁目３番24号　一福荘３号室、前住所静岡県浜松市南区飯田町1814番地の２
破産者　田代　浩之
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第４７５号
静岡県浜松市南区西伝寺町264番地　メゾンサンウッド102
破産者　工藤　広子
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第６８号
鳥取県米子市両三柳1975番地、開始決定時の住所鳥取県米子市両三柳4571番地12
破産者　鏡　　二郎
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第１２８号
山口県下関市豊北町大字滝部3452番地19
破産者　木本登樹夫
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係